

独立行政法人国立科学博物館が
達成すべき業務運営に関する目標
(第6期 中期目標)

令和8年2月27日

文 部 科 学 省

目 次

I. 政策体系における法人の位置づけ及び役割	1
II. 中期目標の期間	2
III. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	
1. <u>自然史及び科学技術史の調査・研究</u>	
(1) 自然史・科学技術史の中核的研究機関としての研究の推進	3
(2) 研究活動の積極的な情報発信	3
(3) 国際的な共同研究・交流	4
2. <u>ナショナルコレクションの構築・継承及び活用</u>	
(1) ナショナルコレクションの構築	5
(2) 全国的な標本・資料情報の収集と活用促進	5
3. <u>人々の科学リテラシーの向上を目指した展示・学習支援</u>	
(1) 魅力ある展示事業の実施	6
(2) 社会の多様な人々の科学リテラシーを高める学習支援事業の実施	7
(3) 社会の様々なセクターをつなぐ連携協働事業・広報事業の実施	7
IV. 業務運営の効率化に関する事項	
1. 運営の改善	9
2. 給与水準の適正化	9
3. 契約の適正化	9
4. 保有資産の見直し等	10
5. 予算執行の効率化	10
V. 財務内容の改善に関する事項	
1. 自己収入等の確保	10
2. 決算情報・セグメント情報の充実等	10
VI. その他業務運営に関する事項	
1. 内部統制の充実	10
2. 情報セキュリティ対策及び情報システムの整備・管理	10
3. 人事に関する計画	11
4. 施設・設備整備	11
別紙 調査研究の評価軸及び評価指標等	12
別添 政策体系図、使命等と目標との関係	

※下線を引いた事業を一定の事業等のまとまりとする。

独立行政法人国立科学博物館が達成すべき業務運営に関する目標（中期目標）

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 29 条の規定に基づき、独立行政法人国立科学博物館（以下「国立科学博物館」という。）が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定める。

I 政策体系における法人の位置づけ及び役割

＜法人の使命＞

国立科学博物館は、独立行政法人国立科学博物館法第 3 条にあるとおり、博物館を設置して、自然史に関する科学その他の自然科学及びその応用に関する調査及び研究並びにこれらに関する資料の収集、保管及び公衆への供覧等を行うことにより、自然科学及び社会教育の振興を図ることを目的としている。

国立科学博物館は自然史及び科学技術史の中核的研究機関として、また我が国の主導的な博物館として調査・研究、標本・資料の収集・保管・活用、展示・学習支援活動を通じ、人々が、地球規模課題を含む地球や生命、科学技術に対する認識を深め、地球と人類の望ましい関係について考察することに貢献することを使命とする。このため、国立科学博物館は地球と生命の歴史、科学技術の歴史の解明や、ナショナルコレクションの体系的な構築及び継承、並びに人々の科学リテラシーの向上に資する事業を実施するとともに、少子高齢化・人口減少下においても持続可能な形で、それらの活動を国内外に向けて広く発信し普及していく必要がある。

＜法人の現状と課題＞

国立科学博物館では、法人の使命を踏まえ、自然史及び科学技術史の中核的研究機関として、専門性の高い研究人材を有し、新たな知の創造のための源泉・苗床として、地球と生命の歴史、科学技術の歴史を解明する調査・研究を実施している。また、科学技術・イノベーションの基礎をなす知識・知見や科学的なデータの体系的収集・蓄積に向けて、ナショナルコレクションの体系的な構築及び継承を推進してきた。また、国内の主導的な博物館として、これらの活動を社会に還元するために展示・学習支援などの博物館活動を継続的に実施してきた。国立科学博物館では、このような活動の経験・実績を強みとして、人々の科学リテラシーの向上に貢献している。

他方で、保有する標本・資料の重要性や収集・保管する意義について、国民の理解を促進するために標本・資料の利活用の一層の促進や、展示を通して来館者に適切な情報を提供するため、新しい科学技術や研究成果を踏まえた情報発信や展示更新等にも積極的に対応することが課題となっている。

また、政策を取り巻く環境の変化等を踏まえ、様々な社会的諸要請に応え、自然科学及び

社会教育の振興だけでなく、文化振興の観点からも施策を実施することが求められている等、国立科学博物館の役割は益々重要なものとなっている。

一方で、我が国が直面する少子高齢化・人口減少が、我が国の実質的な税収額の長期的制約要因となっており、運営費交付金及び施設整備費補助金が収入の6割以上を占めるという状況を改善し、諸外国の事例も踏まえ、将来にわたる持続的な国立科学博物館運営に向けて、自己収入をいかに確保するかが課題と考えられる。

<政策を取り巻く環境の変化>

近年、博物館に求められる役割の変化は世界的な潮流となっており、令和4年のI COM（国際博物館会議）において、包括性、多様性、持続可能性、コミュニティなどの文言がミュージアムの定義に加わり、社会的な課題解決も博物館の目的の一つとされた。

このような中、「博物館法」が改正（令和4年改正、令和5年施行）され、博物館資料のデジタルアーカイブ化と公開、他の博物館との連携、地域の多様な主体との連携・協力による文化観光など地域の活力の向上への寄与が追加され、国や独立行政法人が設置する博物館には、他の博物館への資料貸出し等、必要な協力を行うことが求められている。

また、令和5年度を始期とする「教育振興基本計画（第4期）」では、地球規模課題や社会的包摂等の社会的課題を踏まえ、社会教育施設としての博物館の役割を果たすことが求められている。同様に令和5年度を始期とする「文化芸術推進基本計画（第2期）」においては、重点取組「文化芸術を通じた地方創生の推進」の中に、ナショナルセンターとしての国立文化施設の機能強化及び整備の着実な推進が位置づけられた。

「科学技術・イノベーション基本法」に基づき令和8年度に策定される「第7期科学技術・イノベーション基本計画」においては、その推進の一翼を担うことが求められ、「生物多様性国家戦略 2023-2030」（令和5年3月に閣議決定）においても、その実現に貢献することが求められている。

また、令和2年に施行された「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律」において、文化資源保存活用施設の求めに応じた助言や援助は努力義務となっており、我が国の文化観光に資することが求められている。さらに、我が国の外国人観光客数は令和7年度実績で4200万人を超え、令和12年度には、6000万人とすることを目標としている。国立科学博物館でも外国人の入場者数は増加傾向にあり、国際観光旅客税財源も活用しつつ、外国人観光客の増加を自己収入確保の機会として積極的に捉えていくことが重要である。その上で、将来的には、海外主要都市の科学博物館の入場者数も踏まえ、展示スペースの拡充や所蔵品の充実を図りながら外国人観光客を含め国立科学博物館として400万人程度の入場者数を達成すべく、取組を進める必要がある。

（参考）スミソニアン自然史博物館

入場者数：390万人（R6）

Ⅱ 中期目標の期間

中期目標の期間は、令和 8 年（2026 年）4 月 1 日から令和 13 年（2031 年）3 月 31 日までの 5 年間とする。

Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 自然史及び科学技術史の調査・研究

国立科学博物館は、生物多様性の保全や持続可能な社会の実現等の政策課題や社会的要請等を踏まえ、新たな知の創出のための源泉・苗床として、地球と生命の歴史、科学技術の歴史を解明すること。そのために、自ずとあるいは人為的に変化する自然や人類の営みの成果である科学技術を対象とし、過去から未来への時間軸を踏まえた実証的研究を推進すること。調査・研究活動の評価は、別紙に掲げる評価軸に基づいた評価指標・モニタリング指標について行うものとする。

（1）自然史・科学技術史の中核的研究機関としての研究の推進

国立科学博物館は、自然史分野と科学技術史分野の双方を対象とする研究機関であるという特徴を生かし、両分野における我が国の中核的研究機関として、人類の知的資産の拡大に資するとともに、生物多様性の保全や豊かで質の高い生活の実現等を支える科学技術の発展の基盤となるため、自然及び科学技術の歴史的変遷の体系的、網羅的な解明を目的とした組織的な基盤研究を持続的に進めること。

また、研究内容によっては他機関の研究者も加え、国立科学博物館の強みである基盤的研究分野を横断し、共同で研究を進めるプロジェクト型の総合研究を実施すること。プロジェクト型の総合研究は、新たな分析技術を用い、国立科学博物館や国内外の博物館等が所有する標本・資料を活用した研究や、これまで研究の進んでいない日本の周辺地域を対象とした研究を進め、環境の変化の状況や絶滅が危惧される生物種等に関して、種間の関係も含めた体系的な情報を集積すること。

研究の実施に当たっては、組織的なガバナンスの下、研究テーマの選定を含めた研究計画、進捗状況の把握や研究成果の評価の各段階において外部評価を行うこと。また、各種競争的研究資金制度等の積極的活用等、外部資金を獲得し、研究環境の活性化と研究者一人一人の研究力の強化を図ること。

標本・資料に基づく実証的・継続的な研究については、近年特に大学等の研究では十分な対応が困難になっていることから、大学等と連携し、それら機関等と共同・協力の下に、ポストドクターや大学院学生等の受入れにより、後継者養成を進めること。

（2）研究活動の積極的な情報発信

国立科学博物館の研究活動への関心と理解を高めるため、学会、シンポジウムの開催、一般図書の刊行、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等の活用を通じ、自然史

及び科学技術史分野の研究活動の重要性について、関係機関等と連携・協力し、積極的に広く国内外に発信すること。また、研究の根拠となる物的証拠である標本・資料の重要性を訴えとともに、デジタル化等によって、さらなる活用に向けてその方途を開発すること。そして、調査・研究のプロセスを含む研究現場の公開や、展示・学習支援事業を通じた研究成果の還元等、国立科学博物館の特色を十分に生かし、国民に見える形で研究活動の情報を積極的に発信していくこと。特に総合研究については、終了後2年以内にその成果を基にした企画展等を開催すること。

（３）国際的な共同研究・交流

海外の博物館等との協力協定の締結等に積極的に取り組むなど、自然史研究等の国際交流・国際協力の充実強化を図ること。特にアジア・オセアニア地域における中核拠点として、自然史系博物館等との研究協力を実施することにより、この地域における自然史系博物館等の発展の上で必要な研究者の人材育成や自然史標本の管理・活用に関する技術やノウハウの移転にも貢献し、先導的な役割を果たすこと。

【指標】

- ・調査・研究に関する指標については、別紙に定める評価軸を活用し総合的に評価するもの。
- ・重点的に推進する調査・研究として、4研究部1センターの基盤研究及び総合研究3テーマを実施し、調査・研究の方針等が設定する調査・研究ごとの目的や成果等、評価軸の観点等を達成。

【目標水準の考え方】

- ・国民の科学リテラシーの向上という国立科学博物館の使命に鑑み、研究活動の情報発信については、学会等を通じた発信だけでなく、展示・学習支援事業等により広く社会に発信する。
- ・国際的な共同研究・交流等の充実・強化を図るため、海外の博物館等との協力を推進するとともに、標本情報の発信や公開・活用を推進する。

【重要度：高】

・持続可能な開発目標（SDGs）、科学技術・イノベーション基本計画、生物多様性国家戦略等において、継続的な科学技術イノベーションの創出に向けた研究力の強化とともに、生物多様性の保全とその持続可能な利用、世界が共通で直面している気候変動などの課題に対応する研究の推進が挙げられており、国立科学博物館の実施する調査・研究は、それらの実現に必要な基礎を提供する重要な役割を担うものであるため。

2 ナショナルコレクションの構築・継承及び活用

科学技術・イノベーションの基礎をなす知識・知見や科学的なデータの体系的収集・蓄積に向け、科学的再現性を担保する物的証拠として、あるいは自然の記録や人類の知的活動の所産として、標本・資料を継続して収集し、日本を代表する数・質を有するナショナルコレクションを体系的かつ戦略的に構築し、人類共通の財産として将来にわたって確実に継承すること。

(1) ナショナルコレクションの構築

自然史及び科学技術史の研究に資する標本・資料の調査・収集を体系的に進め、これら貴重な標本・資料を適切な環境の下で保管し、将来へ継承できるよう、戦略的なナショナルコレクション構築を着実に推進すること。また、国内に生息・生育する生物を中心とする研究用の遺伝資源コレクションを充実させること。海外の自然史標本に関しては、生物多様性条約及び名古屋議定書を遵守し、遺伝資源のアクセスと利益配分（ABS）に関する国立科学博物館の方針に沿って適切な収集・管理を行うこと。ワシントン条約（CITES）特定科学施設として、条約を遵守しつつ、国際的に貴重な絶滅危惧種の標本を適切に管理し、コレクションを充実させること。

貴重な標本・資料の散逸を防ぐため、関係機関と連携し、国内のセーフティネットの中核機能を担うこと。自然史系標本については、大学や博物館等で保管が困難となった自然史系標本・資料の受入のために国内の自然史系博物館等と連携し、自然史系標本資料セーフティネットの拡充を図ること。科学技術史資料については理工系博物館、大学等の研究機関、企業、個人等で保管が困難となった貴重な資料の受入のために国内の理工系博物館、学会、業界団体等と連携し、セーフティネットの拡充を図ること。また、関係機関等との連携によって自然災害等で被災した標本・資料のレスキューに取り組むこと。

国立科学博物館が保有する標本・資料の重要性や収集・保管する意義について、国民の理解を促進するために、ICTを活用した収蔵庫の公開や、データベース・デジタルアーカイブ化を通じた標本・資料等の公開を行うこと。デジタルアーカイブ化にあたっては、例えばDNA関連データをはじめとしたテキストデータ等の記載情報の充実や多様な活用に向けたマルチメディアデータ（写真・動画など）の充実に取り組むとともに、地球規模生物多様性情報機構（GBIF）やジャパンサーチなど、国内外のデータベースネットワークやプラットフォームとの連携を推進すること。

またナショナルコレクションの戦略的な構築、その永続的な維持と活用を推進するため、標本資料センターの体制強化を図るとともに、中長期的な視点をもって標本・資料の収蔵方針や今後の見通しを立て、所蔵する標本・資料の活用状況について、各年度モニタリングすること。

（２）全国的な標本・資料情報の収集と活用促進

自然史・科学技術史に関する中核的研究機関として、国立科学博物館で所有している標本・資料のみならず、全国の科学系博物館等で所有している標本・資料について、その所在情報を関係機関等と連携して的確に把握し、情報を集約し、オープンサイエンスの推進に向け国内外に対して、標本・資料情報の活用を促す観点から積極的に発信すること。

【指標】

- ・ 標本・資料統合データベースに本中期目標期間で 40 万件を加えての公開。

前中期目標期間実績：4 年間で 367,728 件増加（見込評価時点）

【関連指標】

- ・ 標本・資料情報の公開数

前中期目標期間実績：約 2,323 千件（見込評価時点）

【目標水準の考え方】

・ ナショナルコレクションの構築は、動物、植物（生体を含む）、菌類、岩石・鉱物、化石、人骨標本及び科学技術史資料等の標本・資料について、分類群や地域等に焦点を置いて戦略的に進める。

・ 標本・資料統合データベースについては、初期登録と合わせて既存データへの画像等追加も重要となっているため、登録数の増加に加えて、情報の追加により充実させる。

３ 人々の科学リテラシーの向上を目指した展示・学習支援

調査・研究及び標本・資料の収集を通じて蓄積された知的・物的・人的資源を一層活用するとともに、国内各地域の科学系博物館や大学等と連携協働しながら、展示・学習支援事業等の博物館ならではの方法で社会に還元すること。これにより、子供から大人まで生涯を通じた国民の科学リテラシーの向上を図り、科学が文化として広く社会に受け入れられる土壌を醸成し、かつ、それを促す人材を育成すること。さらに展示・学習支援事業で得られた成果を国内各地域における科学系博物館の活性化につなげること。

（１）魅力ある展示事業の実施

人々が、地球規模課題を含む地球や生命、科学技術に対する認識を深め、地球と人類の望ましい関係を考察することに貢献する展示事業を行うこと。その際、人々の科学に対する興味や関心を引き出すために、さまざまなテーマを設定するとともに、展示内容を分かりやすく効果的に伝える工夫をすること。

また、新たな展示手法や事業形態を検討し、国立の科学系博物館及び自然史等の中核的研究機関としてふさわしい先駆的かつ魅力的な展示を目指すこと。

さらに、外国人観光客を含む多様な入館（園）者に対して、安全で快適な観覧環境を提供すること。

加えて、展示事業を通じて、国内各地域の科学系博物館等とのチケット共通化等により積極的な連携を図り、地域振興に資すること。

その上で、多様な鑑賞機会を持続的に確保する観点から、国立科学博物館における入場料の改定及び二重価格の導入を本中期目標の期間中に実施するものとする。

また、夜間開館の充実など開館時間の弾力化について、地域におけるナイトタイムエコノミーの推進と歩調を合わせ、費用対効果を勘案しながら、実施に向け取組を進めるものとする。

こうした施策の実効性を確保するため、入館者数、入場料収入、その他収入等の詳細な開示を進めるものとする。

以上を通じ、上野本館の展示事業に係る費用（展示に携わる研究員の人件費や展示に必要な整備費等を含む）に対する展示事業に係る自己収入額の割合を、次期中期目標期間中に100%とすることを目指しつつ、本中期目標期間の最終年度に65%以上とする。

（2）社会の多様な人々の科学リテラシーを高める学習支援事業の実施

国立科学博物館に蓄積された知的・物的・人的資源を活用し、子供から大人まで様々な年代の人々の科学リテラシーを高める学習支援事業を、関係機関等と連携・協力して実施すること。その際、直接的に博物館にアクセスすることが難しい方へのサービスの提供や、社会人のリカレント教育に資する取組について検討するとともに、試行的な取組に繋げること。

専門家と国民の間のコミュニケーションを促進させ、全国各地の博物館等で活躍するサイエンスコミュニケーションを担う人材を、全国規模で育成すること。

学校と博物館の連携を促す取組を全国的に展開すること。また、学校教育と連携しながら「主体的・対話的で深い学び」等の視点を踏まえた新しい学習プログラムの開発を進めること。

（3）社会の様々なセクターをつなぐ連携協働事業・広報事業の実施

人々の科学リテラシーの涵養に資するために、社会に根ざし、社会に支えられ、社会的要請に応える我が国の主導的な博物館として、国内の科学系博物館をはじめ、大学、研究機関、教育機関、企業等の様々なセクターと連携協働すること。特に博物館等のネットワークを充実させ、協働を推進することで、博物館における多様性、持続可能性、アクセシビリティの向上等、国内外における潮流を共有すること。さらに、これらネットワーク等を通して、地域の博物館や関係機関が抱える共通の課題に対して、先駆的な取り組み等がある場合には、その内容やノウハウを共有すること。

また、SNS や動画コンテンツ等、デジタル時代に対応する手段等を活用し、国立科学博物館の活動の成果に関する情報や自然や科学に関する情報を広く国民に提供することで、国立科学博物館や自然や科学に関する理解を深めること。加えて、多言語による情報発信を行うこと。

【指標】

- ・国立科学博物館上野本館の展示事業に係る費用に対する展示事業に係る自己収入額の割合（次期中期目標期間中に 100%とすることを目指しつつ、本目標期間の最終年度に 65%以上とすること）

（前中期目標期間実績：年平均 55.8%（見込評価時点））

- ・来館者の満足度（来館者満足度調査による満足度（8 割程度）とする）
- ・学習支援活動参加者数

中期目標期間実績年平均で 15 万人の参加者数を確保

（前中期目標期間実績：年平均 89,261 人（見込評価時点））

【関連指標】

- ・入館園者数

前中期目標期間実績：4 年間で 8,512,547 人（見込評価時点）

- ・博物館・企業等と連携して館外で行う展示についての連携機関数

前中期目標期間実績：4 年間で 77 機関（見込評価時点）

【目標水準の考え方】

- ・展示事業については、入館園者数を指標とし、これまでの実績や傾向、幅広くバランスのとれたテーマ設定の確保、展示・施設の改修などを考慮したものとする。
- ・来館者満足度調査において、最上位及びそれに次ぐ満足度で回答した割合とする。
- ・学習支援事業については、事業への参加者数を指標とし、展示を活用した入館者とのコミュニケーションを重視した学習支援活動の実施を考慮したものとする。

＜想定される外部要因＞

- ・展示事業及び学習支援事業については、工事、感染症の拡大及び社会的情勢の悪化等の事情が生じた場合は、休館園又は一部休館園等せざるを得ないことがある。これらの事情を考慮し、評価においては適切に対応するものとする。

【重要度：高】

- ・教育振興基本計画、文化芸術推進基本計画、科学技術・イノベーション基本計画、生物多様性国家戦略等で示された政策の実現のためには、地球環境の変化をはじめとした様々な

課題に対応していく資質・素養である科学リテラシーの涵養に取り組むことが重要である。さらに、「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律」の趣旨を鑑み、博物館の資源を活用し、全国の科学系博物館活動の活性化を通じた地域振興に向けて、本中期目標期間において重点的に取り組む必要があるため。

【困難度：高】

・長期に渡る常設展示改修による一部展示フロアの閉鎖等の影響により、入館者数や学習支援活動参加者数の減少、来館者満足度の低下が想定されるため、必ずしも計画どおりに実施できるとは限らないことから、困難度は高い。

IV 業務運営の効率化に関する事項

1 運営の改善

国立科学博物館は、自然史及び科学技術史の中核的研究機関として、また我が国の主導的な博物館としての役割を着実に果たすとともに、業務の効率性を向上させるため、自己評価、外部評価及び入館者による評価等の活用や、監事の機能強化等内部ガバナンスの強化を図ることにより、館長のリーダーシップの下、役職員が法人全体としての使命や目指すべき方向性を認識した上で、自律的に博物館の運営を適宜見直すこと。

また、館内のマネジメント上必要な意思疎通や情報共有のため、オンライン会議システム等も活用し、業務運営の効率化を図るとともに、多様な働き方に対応するための ICT を含むインフラ整備等環境整備を進めること。

さらに、自己収入を原資とした館長の裁量経費の配分等による入館者数増のインセンティブの導入を検討すること。

運営事業費に充当する運営費交付金は、一般管理費及び事業経費の合計（公租公課及び人件費を除く）について、引き続き効率的な執行に努め、本中期目標期間の最終年度において、物価上昇率の影響を除き前中期目標期間最終年度予算と比べて5%以上の業務の効率化を図る。ただし、標本・資料収集費及び修復に要する経費、特殊要因に基づく経費、新規追加分は、その対象としない。

2 給与水準の適正化

給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、役職員給与の在り方について検証した上で、業務の特殊性を踏まえた適正な水準を維持するとともに、検証結果や取組状況を公表すること。

3 契約の適正化

契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づく取組を着実に実施することとし、契約の公正性、透明

性の確保等を推進し、業務運営の効率化を図ること。また、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）に基づく「法人間又は周辺他機関等との共同調達」について、事務的消耗品等への拡充を図るべく周辺の他機関と検討し、年度計画等に具体的な対象品目等を定めた上で進めること。

4 保有資産の見直し等

保有資産については、引き続きその活用状況等を検証し、その保有の必要性について不断に見直しを行うこと。

5 予算執行の効率化

独立行政法人会計基準の改訂等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する体制を構築すること。

V 財務内容の改善に関する事項

1 自己収入等の確保

財政構造の強化を図るため、入場料収入については、国立科学博物館の入館料の改定を行うとともに、インバウンド（非居住者）向け料金と居住者向け料金を別に設ける、いわゆる二重価格の導入を行うなどにより、自己収入等の増加や多様な財源の確保に努める。なお、自己収入額の取り扱いにおいては、各事業年度に計画的な収支計画を作成し、当該収支計画による運営に努めること。

2 決算情報・セグメント情報の充実等

国立科学博物館の財務内容等の一層の透明性を確保するとともに、活動内容を政府・国民に対して分かりやすく示し、理解促進を図る観点から、事業のまとまりごとに決算情報・セグメント情報の公表の充実等を図ること。

VI その他業務運営に関する事項

1 内部統制の充実

内部統制については、館長によるマネジメントを強化するための有効な手段の一つであり、組織・業務運営や信頼性確保のため、コンプライアンス等を適切に行うことが重要であることから、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」（平成 26 年 11 月 28 日付け総務省行政管理局長通知）を踏まえた規程の整備等必要な体制整備、内部統制の仕組みが有効に機能しているかの点検・検証、また、これら点検・検証を踏まえた見直し等、必要な取組を推進すること。

2 情報セキュリティ対策及び情報システムの整備・管理

政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、情報セキュリティ・ポリシーを適時適切に見直すとともに、これに基づき情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組むこと。

また、対策の実施状況を毎年度把握し、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図ること。

「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)を踏まえた、情報システムの適切な整備及び管理を行うこと。

3 人事に関する計画

策定された人事方針を踏まえ、戦略的かつ計画的に人材の確保・育成及び活用等を推進すること。併せて、適切な人事管理や大学等との積極的な人事交流を進めること。

なお、研究部門においては、「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律」(平成20年法律第63号)第24条に基づいて策定された「人材活用等に関する方針」において、既に留意した方針が定められているため、当該方針に基づいて取組を進めること。

4 施設・設備整備

長期的な展望に立った計画的な施設・設備の整備を行うとともに、既存施設の長寿命化(安全性、機能性の確保)等に向けた取組を一層推進する。また、安全で快適な施設環境を提供するとともに、防災等の視点を入れて、計画的に進めること。日本館においては、建物自体が重要文化財であることを考慮し、関係機関と連携の上、適切な保存を図りながら活用を図ること。また、主務省と連携してPFIなど民間活力の活用や財政投融資財投の活用を検討する。

別紙 第6期中期目標期間における調査研究の評価軸及び評価指標等

調査研究事項	評価軸	関連する評価指標・モニタリング指標
(1) 自然史・科学技術史の中核的研究機関としての研究の推進 【基盤研究】	【学術的観点】 ・基盤的で、かつ大学等の研究では十分な対応が困難な、体系的に収集・保管している標本資料に基づく実証的・継続的な研究が推進されているか	(評価指標) ・基盤研究、総合研究など関連する調査研究の実施状況 (モニタリング指標) ・論文等の執筆状況 ・学会発表の状況 ・新種等の記載状況 ・科学研究費補助金を獲得している研究者（代表者）の割合、外部資金を獲得している研究の実施状況 ・連携大学院生の受入数
【総合研究】	【社会的要請の観点】 ・生物多様性の保全などの課題に対応するための分野横断的なプロジェクト研究が推進され、その成果を博物館ならではの方法で分かりやすく発信しているか	(モニタリング指標) ・分野横断的な研究者の参加状況
(2) 研究活動の積極的な情報発信		(評価指標) ・研究活動の社会への情報発信状況 (モニタリング指標) ・研究成果を基にした企画展等の開催状況 ・研究者による学習支援事業の開催状況 ・シンポジウム等の開催状況 ・研究に関するプレスリリース等
(3) 国際的な共同研究・交流	【国際的観点】 ・国際的なプロジェクト等への貢献がなされているか	(評価指標) ・国際機関や海外の博物館等との共同研究・交流等の実施状況 (モニタリング指標) ・海外の博物館等との協力協定等の締結状況 ・地球規模生物多様性情報機構(GBIF)への我が国の自然史標本情報の発信状況

(別添) 独立行政法人国立科学博物館に係る政策体系図

教育基本法

教育振興基本計画(第4期)

【今後の教育政策に関する基本的な方針】

- ◎グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成
- ◎誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進
- ◎地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進
- ◎教育デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進
- ◎計画の実効性確保のための基盤整備・対話

科学技術・イノベーション基本法

科学技術・イノベーション基本計画(第7期)

【知の基盤としての「科学の再興」等】

- ◎多様な場で活躍する科学技術人材の継続的な輩出
- ◎研究施設・設備、研究資金等の改革
- ◎産学連携の推進・世界で競い成長する大学の実現

文化芸術基本法

文化芸術推進基本計画(第2期)

【今後の文化芸術政策の目指すべき姿】

- ◎文化芸術の創造・発展・継承と教育・参加機会の提供
- ◎創造的で活力ある社会の形成
- ◎心豊かで多様性のある社会の形成
- ◎持続可能で回復力のある地域における文化コミュニティの形成

文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律

- ◎文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光を推進

【第6期中期目標期間における国立科学博物館のミッション】

自然史及び科学技術史の中核的研究機関として、また我が国の主導的な博物館として調査・研究、標本資料の収集・保管・活用、展示・学習支援活動を通じ、人々が、地球規模課題を含む地球や生命、科学技術に対する認識を深め、地球と人類の望ましい関係について考察することに貢献すること。

【3つの主要業務】

自然史及び科学技術史の調査・研究

- 自然史及び科学技術史に関する基盤研究及び分野横断的に進める総合研究の実施
- 研究活動の積極的な情報発信
- 国際的な共同研究・交流

ナショナルコレクションの構築・継承及び活用

- 自然史及び科学技術史の標本・資料の収集・保管・活用の促進
- セーフティネット機能の拡充
- ICTを活用した収蔵庫公開や標本・資料等のデジタルアーカイブ化による情報提供

人々の科学リテラシー向上を目指した展示・学習支援

- 常設展示の更新、企画展示・巡回展示の開発・実施
- 社会の多様な人々の科学リテラシーを高める展示・学習支援事業の実施
- 連携協働事業・広報事業の実施

独立行政法人国立科学博物館（科博）の使命等と目標との関係

（使命） 自然史及び科学技術史の中核的研究機関として、また我が国の主導的な博物館として、調査・研究、標本・資料の収集・保管・活用、展示・学習支援活動を通じ、人々が、地球規模課題を含む地球や生命、科学技術に対する認識を深め、地球と人類の望ましい関係について考察することに貢献。

（現状・課題）

◆強み

- ・自然史及び科学技術史の中核的研究機関として、専門性の高い研究人材を有し、貴重な標本・資料のコレクションを有する。
- ・国内の主導的な博物館として調査・研究及び標本・資料の収集・保管・活用の着実な推進や、これらの活動を踏まえた多彩な展示・学習支援活動の継続的な実績を有する。

◆弱み・課題

- ・所蔵標本・資料のデジタル化、データベース化を促進し、利活用を図るとともに、法人が有する基礎的情報を積極的に発信し、活用に供することが課題。
- ・新しい科学技術や研究成果を踏まえた常設展示となるよう、展示更新等にも積極的に対応することが課題。

（環境変化）

○教育振興基本計画（第4期）では、その基本方針にある地球規模課題、社会的包摂等を踏まえ、社会教育施設としての博物館の役割を果たすことが求められている。

○文化芸術推進基本計画（第2期）では、中長期目標は第1期から踏襲しつつ、具体的な重点取組「文化芸術を通じた地方創生の推進」の中に、ナショナルセンターとしての国立文化施設の機能強化及び整備の着実な推進が位置づけられている。

（中期目標）

- 国立科学博物館は、自然史及び科学技術史の中核的な研究機関としての役割が求められており、調査・研究を一層推進するとともに、国内外の関係機関等と連携・協力し、その成果等について積極的に発信する。
- 科学技術・イノベーションの基礎をなす知識・知見や科学的なデータの体系的収集・蓄積等に向けて、ナショナルコレクションとして体系的かつ戦略的に標本・資料の構築を一層推進し、将来にわたって確実に継承する。また、その情報を積極的に発信し、活用に供することにより、科学情報を共有する文化を醸成する。
- 展示事業において、自然史及び科学技術史の中核的な研究機関としての特徴を生かしたものとするとともに、新しい科学技術や研究成果を踏まえた常設展示となるよう、展示更新等に積極的に対応する。